

(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明

勸 告	図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>主務大臣（経済産業大臣）は、製品安全法第36条第4項に基づき、重大製品事故の原因究明のため、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を機構に行わせることができる」とされている。</p> <p>機構は、重大製品事故報告・公表制度が開始された平成19年5月14日から22年3月31日までの間に、経済産業省からの指示を受け3,008件の調査に着手し、22年3月31日現在、2,592件（86.2%）の調査を終了している。</p> <p>機構は、基本的に、事業者の原因究明の結果に関する報告を求める一方、並行して自ら試験等や事業者との意見交換等を行い、事業者からの報告内容の妥当性を検証するという手順で原因究明を行っており、事業者が廃業した場合、事業者の原因究明のための設備等がなく、外部の試験・検査機関に原因究明を依頼するための資力に乏しい場合等は、機構が単独で原因究明を行うこととなる。</p> <p>また、事業者は、製品安全法第38条第1項において、「その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない」とされている。</p>	<p>図表1-29</p> <p>図表1-30</p> <p>図表1-31</p>
<p>【調査結果】</p> <p>ア 重大製品事故の原因究明に要した期間</p> <p>事故原因等を含む重大製品事故に関する情報を迅速かつ的確に消費者に提供し、重大製品事故の再発・拡大の防止を図るためには、速やかに当該重大製品事故の原因究明を行い、事故原因を明らかにする必要がある。</p> <p>機構は、重大製品事故の原因究明に係る標準処理期間等を中期計画等で定めていないが、内部の運用上の目標として、機構が経済産業省から指示を受けてから原因究明の結果を同省に通知するまでの期間（以下「原因究明実施期間」という。）を90日以下とするとしている。</p> <p>今回、重大製品事故報告・公表制度が開始された平成19年5月14日から21年6月30日までの間に事業者から経済産業省に報告された重大製品事故のうち、リコールが実施されている製品に係るものであって、同省から指示を受けて機構が原因究明を実施し、その結果を同省に通知した42事業者の47製品に係る重大製品事故80件について、機構における重大製品事故の原因究明の実施状況を調査した。</p> <p>上記の重大製品事故80件の原因究明実施期間を調査した結果、30日以下のもの</p>	<p>図表1-32</p> <p>図表1-33</p>

<p>のが2件 (2.5%)、31日以上90日以下のものが12件 (15.0%)、91日以上180日以下のものが35件 (43.8%)、181日以上180日以下のものが31件 (38.8%) であり、機構が内部目標としている期間(90日以下)を超えているものが計66件(82.5%)みられた。</p>	
<p>なお、当省の調査途上において、機構は、3か月以内に処理する案件の割合を75%以上とし、6か月以内に特例案件を除き全件終了させるとの目標を設定し、当該目標を達成するため、事業者からの報告書の提出期限を最大1か月として事業者へに通告し、進捗状況を1、2週間ごとに確認するなどの取組を開始している。また、平成21年度の原因究明実施期間は、平均74日となっている。</p>	<p>図表1-34</p>
<p>上記の66件(火災42件、死亡・重傷24件)について、機構に対し長期間を要した理由を調査したところ、</p>	<p>図表1-35 図表1-36</p>
<p>① 事業者から提出された原因究明に必要な資料(図面、材質等)、再現試験等の実施方法や試験データ等を含む報告書の内容の確認など事業者への事実確認に時間を要したものの59件(89.4%)</p> <p>② 原因究明を行っている案件とリコールが実施されている同一事業者の他の型式の製品に係る重大製品事故との関連性の検討や、実施されているリコールが妥当なものかどうかの確認に時間を要したものの6件(9.1%)</p> <p>③ 機構自ら行った試験等に時間を要したものの4件(6.1%)</p> <p>④ 機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるもの3件(4.5%)</p> <p>⑤ 事故品の入手に関し、所有者とのやり取りに時間を要したものの3件(4.5%)等であった(注)。</p> <p>(注) 1件の重大製品事故につき複数の理由が該当するものがある。</p>	<p>図表1-37</p>
<p>上記①の事業者への事実確認に時間を要した59件のうち、事業者が原因究明に要した期間を把握することができた20事業者の22製品に係る44件について、当該期間を調査したところ、31日以上要しているものが18件(40.9%)みられた。</p>	<p>図表1-38</p>
<p>また、これら44件について、当該事業者に対し、原因究明に長期間を要した理由を調査したところ、</p> <p>① 再現試験等に時間を要したものの32件(72.7%)</p> <p>② 消防機関や機構との合同調査に時間を要したものの8件(18.2%)</p> <p>③ 海外の工場の対応が遅延したものの2件(4.5%)等であった(注)。</p> <p>(注) 1件の重大製品事故につき複数の理由が該当するものがある。</p>	<p>図表1-39</p>

これら 44 件のうち製品起因か否か不明であるもの等 14 件を除く 30 件は、①事業者からの報告書等の提出は飽くまでも協力要請によるものであること、②事業者しか知り得ない機密事項の部分について試験を行う場合等には、事業者に対して原因究明方法等を指示することは困難であること、③多種多様な原因究明方法が考えられること等から、機構が事業者に報告書等の提出を依頼する際、目安を含め提出期限が設定されていない。これら 30 件の中には、事実確認に対する事業者の対応が遅いことから時間を要したとみられるものもあり、機構が事業者から報告書等の提出期限を設定するなど進行管理を着実に実施することや、事業者においても原因究明や報告書等の提出の迅速化を図ることにより、機構と事業者との間における原因究明に係る一連の作業に要する期間の短縮を図ることが可能なものがあると考えられる。

図表 1 - 40

イ 機構と関係機関との連携

(7) 消防機関との連携状況

上記アの④の「機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるもの」3件について、その内容を調査したところ、①両者の間で情報の共有等が行われなかったことなどから機構の原因究明が遅れたと考えられるものが2件、②消防機関から機構や事業者に火災の発生場所、発生現場の状況等の情報が提供されず、事業者が機構からの報告書作成の要請等への対応に苦慮し、結果として、機構の原因究明が遅れたと考えられるものが1件みられた。

図表 1 - 41

一方、機構が原因究明を実施した火災に係る案件の中には、①製品起因の可能性が高いという消防機関の判断などにより、機構に事故品が持ち込まれ、消防機関、機構及び事業者の三者で合同調査を行っているもの、②消防機関が行った原因究明結果等の情報の提供を機構が依頼し、消防機関が回答しているもの、③消防機関による調査の途上で、機構に火災調査書の一部が提供され、事業者への事実確認や事故品の観察調査など機構による実質的な原因究明が 27 日で終了しているものといった、機構と消防機関との連携が図られている例もみられた。

また、15 消防機関における機構への製品火災に係る情報等の提供状況を調査した結果、以下のとおり、消防機関によって機構への製品火災に係る情報等の提供方針が区々となっている。

図表 1 - 42

① 消防機関が単独で原因究明を行う場合における火災の発生場所、発生現場の状況等の情報については、提供するとしているものが 12 機関（うち 9 機関は個人情報を除いて提供）みられた。9 機関のうち 2 機関では、どの段階で

何を提供してよいか明確なルールがないこと等から、個人情報以外であっても、推定にとどまる内容をどこまで提供できるかについては、個々の火災ごとに判断することになっている。

② 消防機関が原因究明中の段階での試験結果やその分析結果については、提供するとしているものが9機関みられた。一方、4機関は、推定にとどまる内容や個人情報は提供しない、製品に起因すると考えられる場合のみ提供すると提供する情報を限定している。また、2機関は、消防機関と機構とは異なる法体系の下に原因究明を行っていること等から提供しないとしている。

③ 消防機関の原因究明後における事故品については、被害者の同意を条件に提供するとしているものが9機関みられた。一方、5機関は、被害者とのトラブル防止のため書面を交わして事故品を被害者から預かっているため、機構には提供しないとしている。

④ 原因に関する消防機関の見解については、機構からの要望があれば、火災等事故報告書(注)等の文書又は口頭により、個人情報を除いた情報を提供するとしているものが12機関みられた。一方、2機関は、消防機関から機構への情報提供のルールが定められていないこと、火災等事故報告書の内容はほとんどが個人情報であることから提供できないとしている。

(注) 前述の「製品火災に係る報告について」に基づき、各消防機関から消防庁消防大学校消防研究センター火災災害調査部原因調査室に提出される電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災等事故の報告書

消防庁は、消防機関と機構との情報の共有等の連携に関し、機構から情報提供依頼を受けた場合等に、どの段階で、何の情報を、どういった形で提供するか等について、現在のところ通知等の発出による助言又は指導を行っていない。

(イ) 警察機関との連携状況

警察庁は、「消費生活用製品に起因する事故の捜査における関係機関との協力について」(平成21年2月19日付け警察庁丁捜一発第14号警察庁刑事局捜査第一課長通知)により、警視庁及び各道府県警察に対し、機構による消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査のため、警察が押収等している当該製品について形態、破損状況等の確認の協力を要請された場合には、原則としてこれに応じる旨を示している。

機構が原因究明を実施した案件のうち、機構と警察機関との連携状況を確認することができた2件についてみると、①機構から事故品の確認依頼を行い、科学捜査研究所において事故品を合同で確認し、事故原因についての見解が一

図表1-43

致したものの、②警察機関から機構に事故情報が寄せられ、警察機関主導で機構、事業者との合同調査・事故品の確認が行われており機構による実質的な原因究明が28日で終了しているものとなっており、機構と警察機関との連携に問題はみられなかった。

また、2警察機関における機構への製品事故に関する情報等の提供状況を調査した結果、2機関とも、火災等の発生場所、発生現場の状況等の情報については、事件ごとの判断となるが、捜査上支障のない範囲で提供可能であるとしている。また、事故品については、被害者の同意があった場合、科学捜査研究所等の鑑定が終了すれば提供可能であるとしている。さらに、原因に関する見解については、公判上又は同種事件の捜査上支障のない範囲で提供可能であるとしている。

図表1-44

【所見】

したがって、経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故の迅速な原因究明に資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

また、総務省（消防庁）は、消費者の安心と安全を確保するため、電気用品及び燃焼機器の火災等の事故に係る経済産業省との協力を資する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 経済産業省は、機構に対し、事業者への報告書等の提出依頼に当たって、提出期限を設けて進行管理を行うという取組を定着させ着実に実施させること。また、事業者における原因究明の実施、機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させること。
- ② 総務省（消防庁）及び経済産業省は、機構が経済産業省からの指示を受けて行う調査において、消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等が迅速かつ有効に活用されるよう、消防機関と機構との連携及び情報共有をより一層促進させること。

図表 1-29 製品事故の発生原因の究明に関する規定

○消費生活用製品安全法（抜粋）

（内閣総理大臣による公表）

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2・3 （略）

4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

（事業者の責務）

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2・3 （略）

（注）下線は、当省が付した。

図表 1-30 製品事故の原因究明に係る機構の業務に関する規定

○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構 業務方法書(平成 13 年 4 月 1 日付け平成 13・04・01 産第 2 号、最終改正平成 21 年 7 月 21 日付け平成 21・06・11 産第 012 号) (抜粋)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号。以下「機構法」という。）第 11 条に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の業務について、その方法その他の基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

第 2 条・第 3 条 (略)

第 2 章 業務の方法

第 1 節 工業製品その他の物資に関する技術上の評価

第 4 条～第 10 条 (略)

第 2 節 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適切な実施に必要な能力に関する評価

第 11 条～第 13 条 (略)

第 3 節 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供

第 14 条～第 17 条 (略)

(製品事故情報)

第 18 条 機構は、中期目標に基づき、消費生活用製品等に係る事故及びその原因等に関する情報の収集、評価、整理及び提供を行うものとする。

2 前項の情報の収集、評価、整理及び提供は、中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

3 機構は、消費生活用製品安全法第 32 条の 21 第 2 項に基づき、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査及び同法第 36 条第 4 項の規定に基づき、重大製品事故に係る消費生活用品の安全性に関する技術上の調査を行うものとする。

4 前項の調査は、消費生活用製品安全法第 32 条の 21 第 2 項、同法第 36 条第 4 項及び同法に基づく命令の定めるところにより、並びに中期計画及び年度計画に従い実施するものとする。

(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-31 機構における重大製品事故の原因究明の実施状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：件、％）

区分	年度	平成19	20	21	合 計
	経済産業大臣から調査の指示があった 重大製品事故件数		801 (100)	1,167 (100)	1,040 (100)
	うち調査済みの件数	801 (100)	1,141 (97.8)	650 (62.5)	2,592 (86.2)
	うち取下げ件数	118	25	8	151
	うち調査中の件数	0	26 (2.2)	390 (37.5)	416 (13.8)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「経済産業大臣から調査の指示があった重大製品事故件数」欄は、各年度に機構が指示を受け付けた件数を表し、「うち調査済みの件数」欄及び「うち調査中の件数」欄は、これらの各年度に受け付けた事案についての平成 22 年 3 月 31 日現在の状況を表す。

3 原因究明の調査を実施中に、経済産業省からの指示が取り下げられたものについては、「うち調査済みの件数」の内数として「うち取下げ件数」に計上している。

4 （ ）内は、構成比である。

図表 1-32 機構における原因究明期間の目安について

○消費者委員会（第5回）議事録（平成21年11月9日）

《2.原因究明機関に関するヒアリング：独立行政法人製品評価技術基盤機構》

・安井理事長（製品評価技術基盤機構理事長）

補足させていただいてよろしいですか。前の件数でございますけれども、補足させていただきますと、8ページには括弧内に内数として重大事故が入っているのですが、実を言いますと、9ページですと非重大事故と言っているものが括弧内の数値を引いたものと本当は等しくならなければいけないんですけども、必ずしも等しくないですが、オーダーとしては、そこでまずデータの母体が違うということでございます。

それから、やはり分析に最低でも90日ぐらいかかるんですね。ものによりますと、それ以上かかって、180日とかかかるものもございまして、それで9ページの右側はいささか遅れぎみの若干滞貨。実を言うと、19年のものが全部はけたわけではなくて、滞貨がまだ残っているということもありまして、今年じゅうにはその滞貨を全部はけるようにしたいのですけれども、それもちよっとどうかというような状況でございます。

・池田委員（消費者委員会委員）

私は、滞貨があるのが当たり前だと思っているんですよ。滞貨を排除しようという発想の方がちょっと問題がある。逆に、滞貨がこれだけあるという事実がきちんと常に公表されていくということが情報の透明化、公開化ということであって、滞貨を一掃しようということは、逆にオープンにすることによってきちんとした評価をすべきだろうと思うんです。

・安井理事長

ただ、そのあたりも今内部的に議論しているのですけれども、なぜ時間が遅れてしまうかという、やはり製造者・事業者からの情報を待っている時間というのがばかにならないという部分があるんです。当然並行しているのですけれども、そこからの答えがこない、やはり最終的なところはわからない、わかりにくい。我々としては、大体90日、あるいは3カ月というところで、事業者からの情報がこなかったという事実を出すべきじゃないかと私は今強く主張しているのですが。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-33 重大製品事故のうち死亡・重傷又は火災に係る機構の原因究明実施期間

(単位:件、%)

期間 区分	～30日	31日～ 60日	61日～ 90日	91日～ 120日	121日～ 150日	151日～ 180日	181日 ～	合計
死亡・ 重傷	1 (3.3)	1 (3.3)	4 (13.3)	0	1 (3.3)	17 (56.7)	6 (20.0)	30 (100)
	90日以下のもの 6件(20.0)			91日以上のもの 24件(80.0)				
火災	1 (2.0)	5 (10.0)	2 (4.0)	4 (8.0)	6 (12.0)	7 (14.0)	25 (50.0)	50 (100)
	90日以下のもの 8件(16.0)			91日以上のもの 42件(84.0)				
合計	2 (2.5)	6 (7.5)	6 (7.5)	4 (5.0)	7 (8.8)	24 (30.0)	31 (38.8)	80 (100)
	90日以下のもの 14件(17.5)			91日以上のもの 66件(82.5)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成19年5月14日から21年6月30日までの間に事業者から経済産業省に報告された重大製品事故のうち、リコールが実施されている製品に係るものであって、同省から製品の安全性に関する技術上の調査の指示を受けて機構が原因究明を実施し、その結果を同省に通知したものの80件について作成した。

3 80件の期間の平均値は180(180.2)日、中間値は173日である。

4 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。

5 ()内は、構成比である。

図表 1-34 機構の新たな事故処理期間に係る目標

○ 平成 22 年度製品安全関係業務会議（平成 22 年 6 月 3 日、4 日）配布資料「事故処理促進のための目標と対応策」（抜粋）

1. 目標

3ヶ月内処理の案件割合を75%以上とし、6ヶ月以内に特例案件を除き全件終了させることを目標とする。

※特例案件とは、消防、警察等が独自に調査を行っており事業者や被害者等から事故の詳細情報が入手できない案件やセンター所長が特例案件として承認したものをいう。

2. 対応策

(1) 優先順位を置いた仕事のやり方（改善策）
（略）

(2) 事業者報告への対応

3ヶ月内処理の案件割合を75%以上とし、6ヶ月委内に特例案件を除く全件を終了させるため、以下の対応を行う。

① 事業者報告の提出期限は最大1ヶ月として事業者にメールや報告依頼文書（別添3を適宜修正し利用する。）で通告し、進捗状況を1、2週間毎に確認する。

② （略）

③ 1か月を経過した時点で、理由もなく事業者から報告書が提出されない場合、当該案件に係る情報を、製品安全センター幹部に提供するとともに、支所長名もしくは担当課長名で簡易書留（もしくは、受領確認ができる書簡）により催告文書を送付する。なお、催告文書には最終報告期日を明記するとともに、無視や理由のない遅延等の不誠実な対応に対しては厳重な措置を取ることがある旨を記載する。（別添5を適宜修正し利用する）

④ 催告によっても協力が得られない場合、（中略）

重大製品事故については、METI（注2）と相談の上、「NITE見解をもって報告書とする」、「METIから命令する」などの方針を決定する。

⑤ 上記対応の決定は調査開始から3ヶ月以内とする。

⑥ （略）

(3) ～ (9)（略）

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 「METI」とは、経済産業省のことを指す。

図表 1-35 機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）

（単位：件、％）

長期間を要した理由	製品事故数
事業者への事実確認に時間を要したため	59 (89.4)
原因究明を行っている案件とリコールが実施されている同一事業者の他の型式の製品に係る重大製品事故との関連性の検討や、実施されているリコールが妥当なものかどうかの確認に時間を要したため	6 (9.1)
機構自ら行った試験等に時間を要したため	4 (6.1)
機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるため	3 (4.5)
事故品の入手に関し、所有者とのやり取りに時間を要したため	3 (4.5)
その他	1 (1.5)

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表は、機構が原因究明に 91 日以上を要した重大製品事故 66 件について作成した。

3 () 内は、構成比である。ただし、複数回答のため、合計は 100%にならない。

図表 1-36 火災案件について機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）

（単位：件、％）

長期間を要した理由	製品事故数
事業者への事実確認に時間を要したため	38 (90.5)
原因究明を行っている案件とリコールが実施されている同一事業者の他の型式の製品に係る重大製品事故との関連性の検討や、実施されているリコールが妥当なものかどうかの確認に時間を要したため	5 (11.9)
機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるため	3 (7.1)
機構自らが行った試験等に時間を要したため	2 (4.8)
その他	2 (4.8)

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表は、機構が原因究明に 91 日以上を要した重大製品事故 66 件のうち火災（火災による死亡・重傷含む。）に係るもの 42 件について作成した。

3 () 内は、構成比である。ただし、複数回答のため、合計は 100%にならない。

図表 1-37 死亡・重傷案件について機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）

（単位：件、％）

長期間を要した理由	製品事故数
事業者への事実確認に時間を要したため	21 (87.5)
機構自ら行った試験等に時間を要したため	2 (8.3)
事故品の入手に関し、所有者とのやり取りに時間を要したため	2 (8.3)
その他	1 (4.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、機構が原因究明に 91 日以上を要した重大製品事故 66 件のうち、死亡・重傷（火災によるものを除く。）に係るもの 24 件について、作成した。

3 () 内は、構成比である。ただし、複数回答のため、合計は 100%にならない。

図表 1-38 事業者が原因究明に要した日数

（単位：件、％）

所要日数	～30 日	31 日～60 日	61 日～90 日	91 日～120 日	121 日～150 日	151 日～180 日	181 日～	合計
件数	26 (59.1)	9 (20.5)	4 (9.1)	1 (2.3)	0	0	4 (9.1)	44 (100)
	18 (40.9)							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、図表 1-35 で「事業者への事実確認に時間を要したため」とする重大製品事故 59 件のうち、事業者が行った原因究明の期間を把握することができたもの 44 件について作成した。

3 () 内は、構成比である。

図表 1-39 事業者が行う原因究明に長期間を要した理由（複数回答）

（単位：件、％）

長期間を要した理由	製品事故数
再現試験等に時間を要したため	32 (72.7)
消防機関や機構との合同調査に時間を要したため	8 (18.2)
海外の工場の対応が遅延したため	2 (4.5)
リコール事象と同様であるかの確認に時間を要したため	1 (2.3)
消防機関における原因究明に時間を要したため	1 (2.3)
機構への原因究明の依頼を行い、回答を得るのに時間を要したため	1 (2.3)
公的検査機関での調査に時間を要したため	1 (2.3)
消防機関との合同調査において、事故品を確認するまでに時間を要したため	1 (2.3)
特に理由なし	4 (9.1)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 本表は、図表 1-38 の重大製品事故 44 件について作成した。

3 () 内は、構成比である。ただし、複数回答のため、合計は 100%にならない。

図表 1-40 機構における重大製品事故（30 件）に係る事業者への事実確認の実施状況等

事例番号 (事業者)	機構における事実確認の実施状況等	
	①機構が要した期間 ②当該期間を要した主な理由等	左の期間における、事業者の原因究明状況等
1 (A)	①50 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り ①104 日間、②自ら行った原因究明結果及び事業者見解の勘案、事故原因の最終判断	原因に係る事業者見解を既に取りまとめていた。
2 (B)	①12 日間、②-	22 日間、消防機関との合同調査、消防機関の事故原因に対する意見の確認、機構の事故原因に対する意見の確認、事故原因の詳細分析を実施
3 (B)	①155 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、消防機関の見解の検討、事業者のリコール対応状況の確認	複数件ある同種事故のうちの一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
4 (B)	①72 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	数日間、消防機関との合同調査、事故原因の詳細分析、機構との合同調査を実施
5 (B)	①63 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	85 日間、消防機関との合同調査、事故原因の詳細分析、機構との合同調査を実施
6 (C)	①114 日間、②事業者が原因究明を実施（同種の社告案件を含む） ① 4 日間、②-	複数件ある同種事故のうちの一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
7 (C)	①114 日間、②事業者が原因究明を実施（同種の社告案件を含む） ① 4 日間、②-	複数件ある同種事故のうちの一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
8 (D)	①100 日間、②事業者が原因究明を実施	20 日間、事故原因の詳細分析を実施
9 (D)	①27 日間、②-	複数件ある同種事故のうちの一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
10 (E)	①166 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、自ら原因究明を実施 ①22 日間、②-	約 11 か月間、事故原因の詳細分析を実施
11 (F)	①242 日間、②事業者が原因究明を実施	77 日間、事故原因の詳細分析を実施

12 (F)	①75 日間、②事業者が原因究明を実施	約 2 か月強の間、事故原因の詳細分析を実施
13 (G)	①26 日間、②-	リコール案件の再発事故であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
14 (G)	①7 日間、②-	リコール案件の再発事故であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
15 (H)	①60 日間、②事業者が原因究明を実施	22 日間、事故原因の詳細分析を実施
16 (H)	①79 日間、②事業者が原因究明を実施 ①37 日間、②同一事業者の同種事故の検討	30 日間、事故原因の詳細分析を実施、機構への事故原因に係る資料等の提出
17 (I)	①36 日間、②事業者が原因究明を実施 ①86 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	34 日間、事故原因の詳細分析を実施
18 (J)	①121 日間、②製品の長期使用が原因に与える影響等について事業者が検証	原因に係る事業者見解を既に取りまとめていた。
19 (K)	①78 日間、原因究明に係る事業者とのやり取り ①93 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	複数件ある同種事故の一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
20 (L)	①28 日間、②-	20 日間、事故原因の詳細分析、機構との合同調査、警察機関との合同調査を実施
21 (M)	①282 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	約 3 か月弱の間、事故原因の詳細分析を実施
22 (M)	①147 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、自ら原因究明を実施	約 8 か月間、事故原因の詳細分析を実施
23 (B)	①28 日間、②-	複数件ある同種事故の一つの案件であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
24 (N)	①112 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、消防機関の見解の検討	211 日間、事故原因の詳細分析を実施、また、機構に原因究明を依頼し、回答を受領
25 (O)	①136 日間、②事業者のリコール対応状況の確認、事業者が原因究明を実施	9 日間、事故原因の詳細分析を実施

26 (F)	①92 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	リコール案件の再発事故であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了
27 (P)	①131 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	原因に係る事業者見解を既に取りまとめていた。
28 (P)	①1 日間、②— ①36 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り	2 日間、事故原因の詳細分析を実施
29 (Q)	①117 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、事業者が原因究明を実施	4 日間、事故原因の詳細分析を実施
30 (R)	①2 日間、②原因究明に係る事業者とのやり取り、自ら原因究明を実施	リコール案件の再発事故であり、機構からの事実確認以前に原因究明終了

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、図表 1-38 の重大製品事故 44 件のうち、製品起因か否か不明であるもの等 14 件を除く 30 件について作成した。

3 「①機構が要した期間、②当該期間を要した主な理由等」欄の「—」は、当該期間を要した主な理由等を聴取していないことを示す。

図表 1-41 機構と消防機関との連携状況等

事例 番号	事業者・ 消防機関	消防機関及び機構それぞれの原因究明状況、両機関の連携状況等とその影響
1	A	両者の中で情報の共有等が行われなかったことなどから機構における原因究明が遅れたと考えられる。
	B	
2	C	
	D	
3	E	<p>消防機関から機構や事業者に火災の発生場所、発生現場の状況等の情報が提供されず、事業者が機構からの報告書作成の要請等への対応に苦慮し、結果として、機構における原因究明が遅れたと考えられる。</p> <p>(消防機関)</p> <p>火災発生場所、火災発生現場の状況、事故品やその状況と所在、火災原因調査後の原因に係る見解については、事業者及び機構に対して提供していない。</p> <p>(機構)</p> <p>事業者への事実確認を 227 日間実施。消防機関が火災原因の調査終了まで事業者に対して情報提供を行わなかったため、時間を要した。</p> <p>また、消防機関に対し、火災発生場所及びその状況等を確認したところ、個人情報保護の観点から公開不可との回答があった。</p>
	F	

(注) 1 当省の調査結果による

2 本表は、図表 1-35 で「機構と消防機関との連携が図られていなかったと考えられるため」とする重大製品事故 3 件について作成した。

図表 1-42 各消防機関における機構への情報提供の状況

提供時期・提供情報の内容等 消防機関	原因究明開始時又は原因究明中					原因究明終了後		
	火災の発生場所、発生現場の状況等の情報の提供			試験結果やその分析結果の提供		事故品の提供	原因に関する見解の提供	
	消防機関単独で原因究明を行う場合	機構との合同調査の場合	機構に原因究明を依頼する場合	機構との合同調査以外の場合	機構との合同調査の場合	被害者の同意があった場合	文書による場合	口頭による場合
1	—	—	—	○	—	○	△	△
2	▲	△	—	●	△	●	●	●
3	▲	△	—	△	△	●	△	△
4	—	—	—	○	—	—	△	△
5	△	○	○	●	○	○	△	△
6	△	○	○	○	○	○	△	○
7	△	△	—	△	○	●	●	○
8	—	○	○	○	○	○	—	—
9	△	△	○	○	○	○	△	△
10	○	○	—	○	○	○	△	△
11	△	△	—	△	△	○	△	△
12	○	○	○	○	○	○	△	○
13	△	△	—	○	○	●	△	○
14	△	—	—	△	—	●	●	●
15	○	○	○	○	○	○	△	△

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の記号は、以下のとおりである。

「○」：提供可能であると回答していることを示す。

「●」：提供不可能であると回答していることを示す。

「△」：情報等を限定し提供することは可能であると回答していることを示す。

「—」：常に警察本部と合同で原因究明を行っており、情報の提供についても警察本部と検討して判断していることなどから、消防機関単独では回答できないもの、火災原因調査に対する体制が整っており、機構への原因究明の依頼等を行った実績が無いもの等

「▲」：個人情報以外であっても、推定にとどまる内容をどこまで提供できるかについては、個々の火災ごとに判断することになると回答していることを示す。

図表 1-43 機構と警察機関との連携に関する通達

○ 消費生活用製品に起因する事故の捜査における関係機関との協力について（平成 21 年 2 月 19 日付け警察庁丁捜一発第 14 号）（抜粋）

1 基本的考え方
警察は、消費生活用製品の使用に伴う事故に関し、捜査による当該事故等の原因究明及び責任追及を行うものであるが、あわせて、関係機関による原因究明を通じた同種事案の再発防止措置に資するため、関係機関と連携する必要がある。

2 関係機関との連携の在り方
関係機関の職員には、守秘義務が課せられていることを前提に、次のとおり対応する。

(1) 関係機関による調査への協力
独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）による消費生活用製品安全法第 36 条第 2 項に基づく製品の安全性に関する技術上の調査のため、警察が押収等している当該製品について形態、破損状況等の確認の協力を要請された場合には、原則としてこれに応じる。
現に実施している鑑定等を中断しなければならないなど、当該調査により捜査に支障がある場合には、協力が可能となる時期の見込み等について、機構と調整する。
また、事件として送致せず、警察が押収等した当該製品を還付等する場合は、機構に通報するよう努めること。

(2) 関係機関への情報提供
経済産業省又は機構から事故原因等に係る情報提供を求められた場合には、捜査の支障を勘案しつつ、可能な限り情報を提供する。また、捜査の進捗により、提供が可能と見込まれる場合はその時期について、経済産業省又は機構と調整する。

3、4 （略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-44 各警察機関における機構への情報提供の状況

提供時期・提供する情報の内容等 警察機関	捜査開始時又は捜査中					捜査終了後		
	火災等の発生場所、発生現場の状況等の情報の提供			警察本部の鑑定等の結果（事故原因等に係る内容）の提供		事故品の提供	原因に関する見解の提供	
	単独で原因究明を行う場合	機構との合同調査の場合	機構に原因究明を依頼する場合	機構との合同調査以外の場合	機構との合同調査の場合	被害者の同意があった場合	文書による場合	口頭による場合
A	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」印は、各警察機関が情報等の提供が可能であると回答していることを示す。